

第四十五回帝國議會  
衆議院

六大都市行政監督ニ關スル法律案

府縣制中改正法律案(政府提出)  
府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

委員會會議錄(速記)第八回

會議

大正十一年三月四日午後二時三十三分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 坪田 十郎君

理事 原田佐之治君

理事 淺賀長兵衛君

中島 守利君

樋口伊之助君

三好 德松君

佐久間啓莊君

板野 友造君

理事 向井 倭雄君

理事 阪上 貞信君

中島 鵬六君

清水留三郎君

近藤 達兒君

阿由葉勝作君

梅田 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

堀山 一郎君

出席政府委員左ノ如シ

內務大臣 床次竹二郎君

內務次官 小橋 一太君

內務省地方局長 塚本 清治君

內務省參事官 松田 源治君

府縣制中改正法律案(政府提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

府縣制中改正法律案(西村丹治郎君外九名提出)

學權行使ト云フヤウナ事ニ付テモ問題方起テ居リマスガ、

何レ左様ナコトデアリマスカラ、私ノ方デハ他日全般ニ亙

テ、之ヲ考慮解決シナケレバナラヌ時ガアルト思フテ居ル

デアリマス、何レ其時機ニ於テ相當ノ解決ヲシタイト思フ

テ居リマスガ、左様ナコトデアリマス、次第デアリマスカラ、

ウツ其時機ニ於テ解決スルコトシテ、此場合ニ於テハ諸君ニ

於カレマシテモ、提案ノ通りニ御協賛ヲ願フテ置キタイト思

フノデアリマス

○原田委員 大體ヲ伺フテ見マス、政府ハ內務大臣ノ御辯

明ニナツタヤウニ、被選舉權ヲ附與スル趣旨ヲ以テ、相當ニ

擴張ヲ圖ツテ居ルモノト解シテ宜シウゴザイマス

○床次國務大臣 サウデス、其全般ニ亙ッテ審議スル時分

ニ、自然選舉權ヲ與ヘル時機ガ來ルデアラウト思フテ居リマ

ス、是ハ今申シタ如ク船員問題モアルデアリマス、又其外

ノ衆議院議員選舉法ニ付テ改正審議スベキ點モアルカト

思ヒマスカラ、サウ云フモノハ同時ニ審議シテ解決シタイ

ト思フテ居リマス

○清水委員 私ハ本日始メテ此委員會ニ出席シタノデアリ

マスガ、此法案ガ本會議ニ上程サレタ時ニ、私ヨリ神官、僧

侶、小學校教員ノ被選舉權問題ニ付テ質問致シタノデアリマ

ス、又委員會ノ様子ヲ見マス、委員會ニ於テモ殆ど委員

一致ヲ以テ此事ヲ要求シテ居ル、只今內務大臣ノ御答辯ヲ

承リマシタガ、私ハ苟モ宜イト見ルナラバ之ヲ即時ニ斷行

スル方ガ宜シクハナイカト思フ、而モ他ノ法律ト關係ガア

ルト申シマスガ、既ニ衆議院議員ノ選舉法ト云フモノハ一

昨年通過シ、市町村制モ昨年通過シテ居ルノデアリマス、府

縣制ハ今年協議シテ居リマスカラ、ドレトモ關係ガ無イト

云フ理由デハナイカ、宜イト認メタナラバ之ヲ即時斷行シ

テ行キタイ、若シ今ノ內務大臣ノ御話ノヤウニ、斷行スルコ

トガ出來ヌトスルナラバ、適當ノ時機ト云フノハ、何時カラ

之ヲヤルト云フノデアリマス、來年カラヤルトカ、來々年

カラヤルトカ、何時出來ルカ、確定的ノ御返事ヲ承ルコト

ガ、出來ナイカドウカ、內務大臣ノ意見ヲ承リタイト思フ

ノデアリマス

○床次國務大臣 確定的ノ時期ハ今申上ゲル譯ニハ行キマ

セスガ、併シ御話致ス如ク、何レ衆議院議員ノ選舉法ニハ、

改正ヲ致サナケレバナラヌ時機ガ到來スルト思フテ居ル

デス、其時分ニ全般ニ亙ッテ解決スルノガ最も適當ダト、斯

ウ考ヘテ居ル次第デアリマス

○近藤委員 今ノ問題ニ付テ尙ホ御尋致シタイノデスガ、

時期ハ明確ニ御答スルコトガ出來ナイト云フノデアリマス

ガ、是マデ內務大臣ガ議會ニ於テ説明サレタ所ニ依ッテ考ヘ

マス、選舉權ノ擴張ト云フ事ニ付テハ、無論贊成ニナツテ

居ルヤウデアリマス、普通選舉ノ對議ノ當時モ、地方制度

ヨリ先ニシテ、而シテ衆議院議員ノ選舉ニ及ボスト云フヤ

ウナ御趣旨ニ承ッテ居リマス、其趣旨カラ申シマ

シタナラバ、地方制度ト、衆議院議員選舉法ニ關スル問題

ト、一絡ニシテ同時ニ此問題ヲ解決シヤウト思ヒナサル

ト云フコトハ、始メノ御意見ト違ッテ居ルヤウデアリマスガ、

此神官、僧侶ニ被選舉權ヲ與ヘルト云フコトハ、先ヅ地方制

度カラ先ニ行ハレテ行クト云フヤウナ御考ハナイノデス

カ、全ク衆議院ト同時ニナサラウト云フ御考デアリマスガ、

此點ヲ承ッテ置キタイト思ヒマス

○床次國務大臣 只今ノ御尋ハ後段ノ如キ趣旨ニ改正ヲ致

シタイ積リデ有マス、ト云フモノハ市町村制ハ、御承知ノ如

ク昨年之ヲ改正シタ次第デアリマスカラ、此度ノ府縣制ノ

改正ハ、ソレト歩調ヲ一ツニシテ居ルノデアリマスカラ、此

問題ハ先程カラ申ス如ク國カラ地方ニ亙ッテ共通ノ問題デ

アルカラ、全般ニ亙ッテ同時ニ改正シタイト云フ、斯ウ云フ

積リデ居ルノデアリマス

○近藤委員 只今ノ同時ニ爲サルト云フ御考ハ能ク分リマ

シタガ、是ハ普通選舉ノ問題ト違ヒマシテ、神官、僧侶等ニ

被選舉權ヲ與ヘルト云フコトガ、時期尙早ト云フヤウナ御

考ヘデヤ無論ナイカト考ヘマスガ、唯衆議院議員選舉法ト、

昨年改正シタ市町村制ト云フモノニ、改正後間モ無イ事デ

アデ、此點ヲ除ク外目下改正スベキ條項ガ無イ爲ニ、之ヲ

加ヘル機會ガ無イノデアルト云フヤウナ意味ニ承ッテ宜シ

ウゴザイマスガ、若クハ又神官、僧侶等ニ被選舉權ヲ與ヘル

ト云フコトハ、尙ホ早イト云フ弊ガアルト云フ御考デアリ

マスガ

○床次國務大臣 茲ニ神官、僧侶、ソレカラ小學校教員、是

ハ必ズ同一ニ論ズベキモノデアルカ、又ハ其間ニ多少ノ差

別アルモノト考フベキカ、ソコニ付テ思慮ハ熟シテ居リ

マセス、大體申セバ選舉權ハ無論擴張スルガ宜シカラウト

斯ウ思フテ居リマス、果シテ同一ニ取扱フベキヤ、

多少其間ニ差別シテ考フベキヤ、少シク思慮ノ熟セヌ所ガ

アリマスガ、當然擴張ノ趣旨ヲ持ッテ居リマス、今

俄ニサウデアリマスカラ、此點ニ付テ明ニ申上ゲ難イ點ガ

アルノデアリマス、デソレ等ノ問題ハ全般ニ亘テ改正スル時分ニ解決シタイト、斯ウ思フテ居ルノデス。

○坂野委員 丁度内務大臣方御出席ニナリマシタカラ、此際一寸伺フテ置キタイノデスガ、先ヅ伺ヒマスル前ニ神官、僧侶、諸宗教師及小學校教師、是等ノ者ニ被選舉權ヲ與ヘルノガ、適當デアルト云フ事ヲ御言明ニナルコトハ、吾々等ノ者ニ被選舉權ヲ與ヘル相當ノ改正案ヲ提出致シテ居リマス、憲政會及國民黨ト致シマシテハ、縱シ今日吾々ノ改正案ガ否決サレルトスルモ、既ニ内務大臣方御賛同下サツコトハ、是ハ洵ニ満足スル點デアリマスガ、縱シ今日直ニ成立シナイトシテモ、其趣旨ニ御賛同ヲ得ルコトノ出來ルモノガ他ニモアルダラウト思ヒマスガ、二三御尋ヲ致シテ置キタイト思ヒマスガ、矢張今日出來ナイケレ共、其趣旨ニハ贊同スルト云フ、神官、僧侶、小學校教師ノ被選舉權ト同一ナル御答ヲ得マスレバ、洵ニ満足デアリマス、ソレデ御伺致シタイト思ヒマスノハ、是ハ政友會ノ諸君ノ中ニモ、個人トシテハ吾々ノ提案ニ御賛同ヲ下サレル方モアルト見受ケタ點デアリマスカラ御伺致ス譯デアリマス、其一ツハ吾々ノ提案ハ、憲政會、國民黨ガ提案ヲ致シテ居リマスル一ツデアリマスル一ツデアリマス、參事會員ノ任期ヲ一年ニスル、只今ハ之ガ一年トナッテ居リマスルガ、此一年ト云フコトニ相成ッテ居リマスノハ、一年ノ任期デハ少シ物ガ分リ掛ケタ時分ニハ、任期ガ終了スルト云フコトニナルノミナラズ、役員選舉ノ競争ト云フコトガ、實際府縣ニ於テ是ガ大仕事ノ大部分ヲ占メテ居ルト云フコトニナッテ、之ガ爲ニ騒イデ居ルノガ各府縣皆同一デス、旁々現在ニ於テハ、之ヲ二年制度ニスルコトガ最も適當デアルト思ヒマスガ、此點ニ付テ矢張今ノ小學校教師、僧侶等ト同ジ趣旨ニ、御賛同ヲ得ル御言明ヲ戴ク譯ニハ參リマセヌデセウカ。

○床次國務大臣 今御尋ノコトハ、當局ニ於テモ最も考慮ヲ致シテ居ル所デス、御承知ノ通り現行法ハ、其前ノ制度デハ如何ニモ色々ノ弊害モアル様デアリマスカラ、一層一年ニ改メテ方宜クハナイカト云フノデ改メテ來タ譯デス、叔デ改メテ見マシタガ、此制ニスレバスルデ、自ラ利弊モソレニ伴ウテ來ルノデアリマシテ、或ハ今御尋ノ如キ所マデ改正スル方宜クハナイカト、大部分私モ傾イテ居ルノデアリマス、併シ大凡改正ノ方宜カリサウニハ思フテ居リマス、ケレドモ、併シサウ云フコトハ念ヲ入レル方宜イノデスカラ、モウ少シ様子ヲ見テカラ改正シタイト思フノデス、其デ蓋シ御意見ニ贊同スル時ガアラウト、思フテ居リマス、少シ許リマダ考慮ヲシテ見タイト思フテ居ル次第デス。

○坂野委員 ソレカラモウ一ツデスガ、是ハ私共ト云フテ

ハ何デスガ、國民黨及憲政會等カラ改正ノ提案ヲ致シマシタ點ハ、全ク其黨派トカ何トカ云フヤウナ事デハナク、本當ニ此自治制ノ爲メヲ思フテ居ル點カラ出發シテ居ル譯デアリマスカラ、全部デナクテモ、大部分ハ成立スルコトガ出來ルト豫期ヲ致シテ居リマシタケレドモ、新聞其他ニ依ッテ見マスト、政友會ノ方デハ餘リ御賛成ヲ得ルコトガ出來ヌヤナ風ニ代議士會デ極ツタカ云フコトヲ、新聞ノ記事デ拜見シタ譯デアリマスガ、個人トシテ御賛同下サツテ、贊成ノ意見ヲ懷カレル諸君モアルヤウニ見受ケテ居リマスケレ共、是ハ致方ナイト致シマシテ、此選舉ノ際ニ今デハ全部選舉名簿ト云フコトニシテ、選舉名簿ノ謄本ヲ認メテ居ラス、例ヘバ第十八條等ニモ此選舉名簿ト對照シテ投票サスト云フコトニナッテ居リマス、サウシテ實際ハドウカト云フト、選舉名簿ハ一冊シカナイ、ソレダカラ吾々ハ選舉名簿トモウ一ツ謄本ヲ使ヒ得ルコトヲ明文ノ上ニ規定シヤウト云フトトヲ思フテ居ルデスガ、此名簿ノ謄本ヲ認ムルコトニ御同意ハ得ラレマセヌデセウカ。

○床次國務大臣 只今ノ點ハ、今マデ餘リ御意見ノ如キコトハ私ハ考慮シテ居リマセスガ、大體方昨年申上ゲタト思フノデスガ、此案ハ主トシテ選舉權ノ擴張ヲ期スル、ソレノミデ大體ハ提出シタ譯デス、其他ニ多少ノ改正ヲ加ヘタ點ハアリマスケレドモ、先ヅ其選舉權擴張ノ爲ニ改正スルト云フノデ、提案シタ次第デアリマスカラ、段々外ノ點ヲ舉ゲテ見レバ、今御話ノ如ク、可ナリ其他ニモ論議スベキ點ハアルト思ヒマスケレドモ、ソレ等ハ他日ノ改正ニ致シキ點ハアルノデス、即チ此參事會員ノ任期ノ如キモノモ左様デアリマス、ソレデ大凡變ヘテモ宜カラウト思フテ居リマスケレドモ、併シ尙ホ他日之ヲ改正スル事ガアルダラウト思ヒマスカラ、今暫ク考慮シタ上デ改正シタイ、サウ大體ニ御承知ヲ願ヒマス。

○坪田委員長 大抵質問ハ済ンデ居リマスガ、殆ど今日ノハ討論ト見テモ宜カラウト思ヒマスカラ、討論ニ入ルコトニ致シマス。

○中島(守)委員 第六條ノ仕舞ノ方デスガ、費用ヲ負擔スル事業ノ次ヘニ付府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受クル者ニ對シ「ト云フ二十字ヲ挿入シタイト思ヒマス、修正ノ理由ト致シマシテハ、政府提出ノ改正案ノ意味ガ甚ダ不徹底デアル、之ニ就テ政府ノ御意見ヲ伺ヒタイト思ヒマス、府縣ニ於テ費用ヲ負擔シタ事業デアッテモ、府縣ガ契約シタ場合ト云フコトガ主タル事項ニナッテ居リマス、サウ云フ意味デアリマスレバ斯ノ如ク修正ヲ要シマス、若シ此字句ノ儘ニシテ置キマスレバ、國ニ於テ分擔金ヲ府縣カラ取ッテ工事ヲ國方施行スル場合ニモ、亦府縣カラ町村方取ッテ町村ニ於テ施行ス

ル場合ニモ、或ハ選舉權ガ無イト云フヤウナ誤解ガアラウト思ヒマス、政府提案ノ意思ニ依ッテ斯ノ如ク修正シタイト思ヒマス、ドウカ御賛成ヲ願ヒマス。

〔贊成〕ト呼フ者アリ。

○坂野委員 是ハ一寸委員長ニ御伺シマスガ、此ニ付議サレテ居ルノハ、政府提出ノ改正法律案ト、ソレカラ國民黨並ニ憲政會ノ提出シタ法律案ト、之ヲ併セテ付託サレテ居ル譯デアリマスガ、之ニ就テ意見ヲ述ブルト云フコトニスルノハ、ドウ云フ風ニシタラ宜シウゴザイマスガ、三ツ案ガ對立シテ居リマスガ……。

○坪田委員長 ドウデセウカ、政府提出ノ改正法律案ヲ先ニ討論シテシマフト云フ方ガ、却テ便利デアリマスマイカ。

○坂野委員 ドノ案ヲ先ニシマスガ、政府案ガ先ニシテ、サウシテ國民黨並ニ憲政會ノ出シタ案ヲ後ニスルト云フコトニナレバ、吾々ハ政府案ニ對シテ修正案ヲ出サナケレバナラス。

○坪田委員長 政府案ガ出シマヒマシタラ、隨テ——田川君デシタカ、國民黨ト憲政會ノ案ガ解決シタ事ニナリハスマイカト云フコトデアリマシタガ……。

○淺野委員 私ハ政府案ト、ソレカラ吾々憲國兩黨カラ出シタ案トハ、兩方共通ノ點モアリマスシ、ソレカラ政府案ニ有ッテ吾々ノ提案シタル分ニ無イモノモアリマス、ソレカラ又政府案ニ無クシテ吾々ノ提案中ニ有ルモノモアリマス、ソレカラ又延テハ政府案ノ中ニ無クシテ此方デ特ニ氣付イタル點モアルト云フ風デ、非常ニ錯綜混淆シテ居ルガ、大體ニ前々同ノ委員會ニ於テ、坂野君カラ憲國兩黨ノ提案ニ對スル説明ノ際ニ於テ、共通點ハ之ヲ綜合シテ置イタラ宜イト云フ事デアリマシタガ、ソレハ同ジク共通ノ點ヲ一括シテ議題ニ致シマシテ、ソレカラ政府案ニ有ッテ憲國兩黨案ニ無イ分ヲ審議シ、續テ兩案ニ有ル即チ第六條ノ規定改正ノ如キハ、之ヲ一括シテ議題ニ供シテ審議ヲ進メルト云フコトニシテハ如何デアリマスガ、何故カト云フト、政府ノ原案ニ對シテ吾々ガ修正案ヲ提出スルコトニナルト、吾々憲國兩黨カラ出シタ案ハ或點マデ權威ガ無クナルカラ、是非審議ノ方法ハ、今申上ゲタヤウニ一括シテ議題ニ供シテ貫ヒタイト思ヒマス。

○坪田委員長 ソレデハ政府案ヲ先ニスルコトニシテ進行致シマス。

○坂野委員 修正ノ意見ヲ述ベマス、是ハ政府案ニ對シテ吾々ノ修正セントスル點ハ、先ヅ第一ハ第六條ノ選舉資格ノ所デ「直接國稅ヲ納ムル者ハ云々」トアリマスガ、此一項ヲ斯ウ云フ風ニ致シタイ「府縣内ノ市町村公民ニシテ市町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ府縣會議員ノ選舉權並被選

制ニ對シテ反對ヲ致シマス是ダケデアリマス  
○鳩山委員 只今中島君ノ修正意見ニ對シテ政府ハドウ云  
フ御意見ヲ持つテ居リマスカ、伺ヒタイト思ヒマス  
○小橋政府委員 第六條中中島君ノ修正ハ、政府案ノ趣旨  
ヲ明瞭ニスルコトニナリマスカラ、政府ニ於テハ贊成致シ  
マス

テ置キマス  
○坪田委員長 ソレデハ政府案ニ賛成ノ御方ハ起立ヲ願ヒマス  
〔賛成者 起立〕  
○坪田委員長 多數デゴザイマス、ソレデハ中島君ノ修正以外政府案ニ確定致シマシターソレデハ西村丹治郎君九

○中島(守)委員 只今板野君カラノ修正案ニ對シテ和ノ意見ヲ述ベマス、其選舉權ノ擴張ノ程度、是ハ政府案トシマシテハ、國稅納稅者ガ標準ニナツテ居ル、只今板野君ノ修正案

名ヨリ提出サレマシタル府縣制中改正法律案ノ採決ヲ玆シマス、此提出案ニ賛成ノ御方ノ起立ヲ願ヒマス

〔賛成者 起立〕

ハ市町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ト云フ其ノ程度ニ據  
張シタイト云フノデアリマスガ、私共ハ政府提出ノ改正案  
ノ如ク程度ヲ擴張スルコトガ、現在ノ狀況ニ於テハ適當デ

午後二時二十三分散會

アルト思フ、故ニ修正案ニハ反對致シマス、其他ノ各項、或ハ參事會員ノ任期ノ變更其他ノ問題ハ、只今内務大臣ヨリノ御答辯デ、政府ニ於テモ目下考慮中デアル、近ク之ガ改正

ヲ致シタイト云フ御意然ラ封テ居ラレマスカラ吾々ノ政  
府ノ言明ニ依ツテ、速カラズ此改正マセラレモノトシテ、  
今ノ板野君ノ修正策ニ反對致シマス、モウ一ツ小選舉區、

票調査ノ如キモニ、ドウヲ要シテ、或ハ三日ヲ要スルヤウナ多敷  
ノ投票ガアル爲ニ、二日ヲ要シテ、小選舉區制ノ必要ガアル、此  
女ニ對シテ提出ノ女王法案ニ賛成スル者アリマス

清水委員 私人板野君ノ修正案ニ全然賛成スル者デアリ  
マス、此選舉權ノ資格問題ニ關シマシテハ、色々今マデノ意  
見ヲ詳述シマシテモ、廣長スベキガ當然デアツテ、其廣長ク

程度モ單ニ直接國稅云々ト云フ風デ意味ヲ成シテ居ラヌト  
居リマスカラ、矢張吾々ノ提出シテ居リマスル改正選舉法  
ニアリマスルヤウナ程度ノ、市町村公民權ト云フコトニ修

正スルコトヲ希望シテ居リマス、其他或ハ參事會員ノ制度  
其他ニ付キマシテモ、全部修正意見ニ賛成致シマス  
○坪田委員長 討論終結ニシテ宜シウゴザイマスカ

○坪田委員長 討論終結ニ御異議ナイヤウデゴザイマス、討論ハ終結致シマシタ、ソレデハ中島君ノ六條ニ付テノ修

正ハ、全會一致御異議ナイ者ト認メテ差支ゴザイマセヌカ  
 「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○坪田委員長 中島君ノ修正意見ニ決定致シマス、次ニ板

野君ノ修正意見ニ賛成ノ御方ノ起立ヲ願ヒマス  
〔賛成者 起立〕  
○坪田委員長 少數デアリマス、ソレデハ中島君ノ修正ノ

外ハ、政府原案通り可決シテ御異議ゴザイマセヌカ  
 「異議ナシ」異議ナシト呼フ者アリ」  
 ○板野委員 本會議ニ於テ少數意見ヲ述ベルコトヲ留保シ

大正十一年三月十三日印刷

大正十一年三月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局